令和７年度地域活動支援基金活用事業

環境と健康のコミュニティ活動助成事業実施要領

１．主　旨

公衆衛生推進協議会が展開するコミュニティ活動への助成を通じて、健康づくりと住み良い環境づくりを促進し、公衛協の活性化を図るとともに、地域社会の発展に貢献する。

２．対　象

市町公衛協及び支部・地区・学区公衛協（ただし、事務局機能を有していること）

＊他団体との協働実施は可能、申請団体は公衛協です。

３．助成額

１～10 万円（上限を 10 万円とし、総額 150 万円）

４．助成対象事業

公衛協事業を活性化する環境づくり・健康づくりに係る活動費の一部を助成します。

・新規事業（新しく取り組む事業）を優先的に採択します。

・継続事業（公衛協が継続して取り組んでいる事業）は、他団体（各種団体、行政、企業等）と連携した事業や、地域の課題解決に向けた工夫・改善がみられる事業が対象となります。

区分	テーマ	活　動　例
環境づくり	花いっぱい運動	住民が主体となった、季節の花の花壇づくりやプランターの設置・管理などの活動
	不法投棄対策	不法投棄ごみ、海洋ﾌﾟﾗｽﾁｯｸごみ対策に関する活動
	ごみの減量化・資源化	雑紙・牛乳パック・ペットボトル等の分別回収によるリサイクルの促進、イベント時のゴミの分別、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化・資源化に繋がる活動
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの
健康づくり	習慣づくり	住民が、日常的に健康づくりに取り組む習慣に繋がる活動（ポイント制、表彰、チェック活動など）
	学習活動	フレイル予防、食育・食改善、口腔保健、がん検診受診勧奨など、健康づくりに繋がる学習会
	運動教室	住民が日常的に運動する習慣に繋がる活動（ウォーキング、ストレッチ、体操など）
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの
脱温暖化	学習活動	市町・地区・支部で、脱温暖化に関する住民向け（子ども含む）の学習会
	啓発活動	家電の買い換え活動、デコ活*（家の断熱、食品ロス削減、リユース、地産地消など）の促進、エネルギー使用量調査などの活動
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの

区分	テーマ	活　動　例
防災・減災	共助井戸調査等	災害時に地域で活用できる井戸の調査・井戸水質検査・登録の仕組みづくり、避難時の危険個所の調査マップづくりなどの活動
	防災・減災学習会	災害が発生したときはどのように行動するか、防災グッズ（トイレ等）の使い方や消毒の仕方、備えなどの学習会、防災さんぽなど
	コミュニケーションづくり	災害にあった時を想定した対応策（グッズを使う、防災クッキング等）を、地域の運動会等のメニューとして実施するなど、地域住民がコミュニケーションを図りながら実施する活動
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの

＊デコ活……脱炭素につながる暮らし方の取り組み
＊12 月に開催する専門研修「企画づくりコース」をご活用ください。
＊令和６年度実施要領から変更した部分は赤字です。

５．助成対象経費

諸謝金・・・講師謝金　　旅費交通費・・・講師旅費
消耗品費・・文具・資材など　印刷製本費・・・チラシ・冊子などの印刷製本費
賃借料・・・会場使用料など　通信運搬費・・・郵便代など
雑役務費・・保険代など　　その他諸経費・・基金運用委員会で必要と認めたもの

※飲食に関する経費、推進委員等スタッフに対する賃金・謝金、委託料（他団体への事業委託料）は対象外とします。ただし、熱中症対策等に伴う参加者の飲料代に限り、１人あたり 200 円以内且つ総助成額の１割以内で認めます。

※講師謝金については、ガイドラインを参考にしてください。

６．活動の実施期間

令和７年４月１日（火）から令和７年 12 月 31 日（水）までとします。

７．申請方法

様式①により、

【1 次募集】令和７年２月 17 日（月）必着
【2 次募集】令和７年５月 19 日（月）必着

で、環保協地域活動支援センターへ提出してください。

なお、２次募集は、１次募集の採択数によって採択数の調整をさせていただきます。

８．審査の方法

（１）審査方針

①新規申請の公衛協を優先的に採択します。

②同じ事業の改善等で申請した事業は、３年を限度とします。また、変更や工夫がないもの、継続して採択されているものについては、審査対象となりません。

③審査のポイントに該当しない場合は、定めた採択数に関わらず不採択とします。

（２）審査のポイント

○事業の目的や目標が明確である
○公衛協の知名度向上につながる
○事業計画に無理がなく、事業が目標達成に向けて具体的・現実的な内容となっている
○公衛協の事業として実施し、地域住民・事業者や学校と連携して行っている
○公衛協が実施、協働する環境・健康のコミュニティづくりのきっかけまたは活性化につながる活動である
○従来にはない視点や手法を活用したり、魅力や優位性を創出・発信したりしている
○次年度以降の展開が考えられている
○経費の使途は妥当である
○この事業に係る自主財源がある
○これまで、『環境と健康のコミュニティ活動助成事業』から同様の事業の助成を受けていない

９．助成金の決定・交付

基金運用委員会（3 月・6 月に開催予定）で審査した後、結果を文書にて通知します。

採択された公衛協は、同封の「助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、環保協地域活動支援センターに提出してください。申請書受領後、指定の口座に振り込みます。

10．事業の流れ

	１次募集	２次募集
申請書（様式①）提出	令和７年２月 17 日(月) 必着	令和７年５月 19 日(月) 必着
審査（環保協基金運用委員会）	３月中旬	６月上旬
審査結果の送付 （環保協→公衛協へ）	３月中・下旬	６月中・下旬
助成金交付申請書（様式②）の提出 （採択された公衛協→環保協へ）	３月中・下旬	６月中・下旬
助成金交付	４月中旬	７月中旬
中間報告書（様式③）の提出	令和７年９月５日（金）必着	
採択された事業の活動期限	令和７年 12 月 31 日（水）まで	
活動報告書（様式④）の提出	令和８年１月 30 日（金）必着	

11. 活動報告

○事業の実施状況について、様式③に定める「中間報告書（進捗状況・当初変更点・活動実績）」を作成の上、令和７年９月５日（金）必着で環保協地域活動支援センターへ提出してください。

○事業実施後は、様式④に定める「活動報告書（活動実績・経費精算書・活動写真）」を作成の上、令和８年１月 30 日（金）必着で環保協地域活動支援センターへ提出してください。

※経費精算書の根拠となる貴公衛協宛の領収書の写しを添付してください。

※活動報告書の様式は、採択された事務局宛に別途送付します。

12. その他

○申請書の記載にあたっては、「事業の全体像（事業内容）」と「助成を希望する部分」を明確にしてください。特に、継続事業は「工夫したこと」「要件に合致するよう修正した箇所（課題改善）」を具体的に記載してください。

○交付後に活動主旨や内容、経費の使途を大きく変更する場合は、速やかに環保協地域活動支援センターへ連絡してください。

○活動の様子を写した写真は、報告書と併せて画像データを提出してください。

写真は、「地域活動支援基金活用事業活動報告書」に掲載するため、極端に画質が悪い場合は、再度、元データの提供をお願いする場合があります。

○実践事例を他の地域に広めるため、当会が主催する研修会等で、実施された事業の事例発表をお願いすることがあります。その場合は、何卒ご協力をお願いいたします。

○助成金を利用して作成した広報物、グッズ等には「一般財団法人広島県環境保健協会　2025 年度環境と健康のコミュニティ活動助成事業による製作物である」ことを記載（グッズの形状、面積的な制約で困難な場合は除く）してください。

○助成の申請を行う場合、12 月に開催する専門研修「我がまちの魅力発見コース」をご活用いただき、新規事業の企画、継続事業の見直しなどご検討ください。

13. 謝金について

○次ページのガイドラインをご覧ください。

環境と健康のコミュニティ活動助成事業の謝金ガイドライン

謝金の単価は、**他に定めのある場合を除き、「謝金単価表」の単価を目安**とし、社会通念上妥当な金額の範囲内において、予算及び業務内容を勘案して決定するものとします。

また、講演・実習時間だけでなく、準備や下見、資料作成時間なども考慮します。

「環境と健康のコミュニティ活動助成金・謝金単価表」

ランク	時間単価	備考
A：学識経験者	7,000 円/ｈ	大学教授、医師・弁護士など士業職の専門家、
B：技術やスキルを持つ専門家	5,000 円/ｈ	法人の代表者、国・県の職員、准教授、有資格者など
C：その他	3,500 円/ｈ	市民ボランティア講師、活動経験のある方など

例：　市民ボランティア講師（C ランク）が、公衛協事業で、1ｈの講演を実施。
拘束時間：　移動 1ｈ+講演 1ｈ+準備 1ｈ＝3ｈ
謝金：　3h×C（3,500 円）＝10,500 円

○参考にした謝金規程

国	各省庁申し合わせ「謝金支払い基準」		
	大学教授	大学准教授	助手以下
	7,900	4,600	3,600
広島県	広島県教育委員会　こども夢基金		
	大学教授	准教授	その他
	5,000	4,000	2,500
県内の市町の例	生涯学習（公民館活動など）部門の規程		
	大学教授	法人役員，国・県職員	その他
	7,000	5,000	3,000

※金額は全て「円/時間」

【問い合わせ／提出先】
一般財団法人 広島県環境保健協会　地域活動支援センター　担当：住田
〒730-8631　広島市中区広瀬北町９－１　TEL：082(293)1512　FAX：082(293)1524
E-mail：chiiki-c@kanhokyo.com